

マンション管理士派遣制度

あなたのマンション管理組合に無料で
マンション管理士を派遣します！

「管理組合が機能しておらず、総会が開催されていない…」

「外壁改修など大規模修繕を長年していない…」 「規約の見直しをしたい…」等

『マンション管理のかかりつけ医』としてマンション管理士をご活用ください

管理組合の運営

管理規約

管理費・修繕積立金

管理委託契約

大規模修繕

長期修繕計画

●派遣人数、時間及び回数

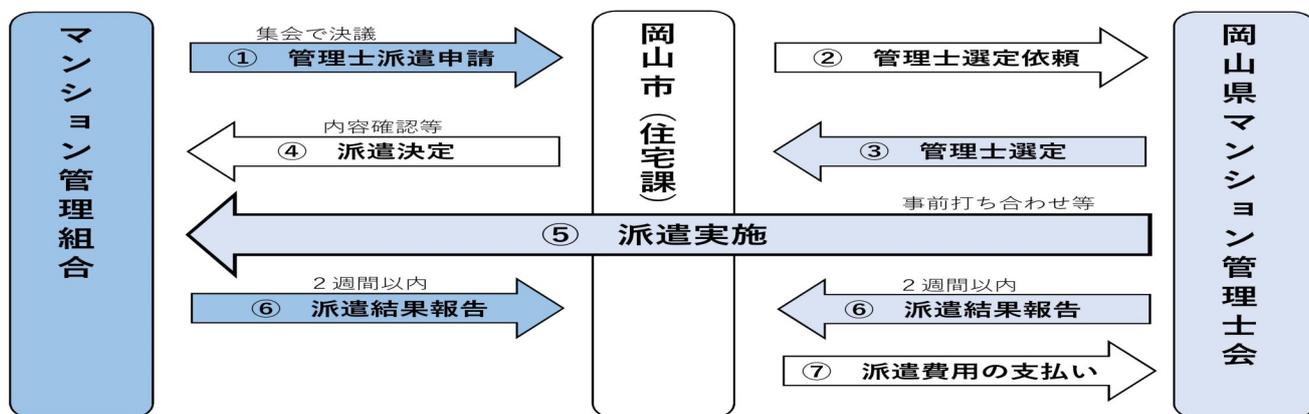
1回あたり2名、2時間以内、同一マンションに年度内2回まで

●申請者（派遣対象）

- ・岡山市内のマンション管理組合
- ・管理組合が組織されていない場合は3名以上の区分所有者グループ

申請の流れ

- 1) 集会・理事会で議決をとり、市に派遣申請をする
- 2) 申請内容を確認の後、マンション管理士を派遣します
- 3) 派遣後、2週間以内に結果報告を市へ提出する



募集期間

令和8年4月15日（水）～令和9年1月29日（金）※予算の限度に達した場合は受付終了

申請方法

派遣申請書に必要事項を記入の上、郵送・FAX・E-mailまたは、ホームページからお申し込みください。

お申し込み・お問い合わせ先

岡山市都市整備局住宅・建築部住宅課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL : 086-803-1466 FAX : 086-803-1879 E-mail : juutaku@city.okayama.jp

岡山市マンション管理士派遣

検索

